

年企発0121第3号
令和4年1月21日

地方厚生(支)局長 殿

厚生労働省年金局
企業年金・個人年金課長
(公 印 省 略)

「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正について

確定拠出年金法施行規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第13号）が本日公布され、令和6年12月1日より施行することとされた。

これに伴い、「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」（平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号）（以下「承認認可通知」という。）を別添のとおり改正し、令和6年12月1日から適用することとしたので、貴管下の確定給付企業年金の実施事業所の事業主及び企業年金基金の指導について遺憾のないよう配慮されたい。

なお、令和6年12月1日以降の日を規約の適用日とする規約の変更の申請等に添付する承認認可通知の様式については、本通知による改正後の承認認可通知の様式を用いることとするので留意されたい。

確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について（平成 14 年 3 月 29 日年企発第 0329003 号・年運発第 0329002 号）

新旧対照表

下線部分が改正箇所

新	旧
<p>確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について (略)</p> <p>1. ・ 2. (略)</p> <p>3. 規約の承認又は基金の設立認可等の申請に関する事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 標準処理期間 前記(1)の承認又は認可の申請等についての標準処理期間は2ヶ月とすることから、当該申請にあたっては、規約の適用日のおおむね2ヶ月前までに行うものであること。<u>ただし、確定拠出年金法施行規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第13号。以下「税改省令」という。）附則第2条第1項第3号イ又は第4号イに掲げる場合に該当する規約変更の届出にあたっては、規約の適用日のおおむね2ヶ月前までに行うものであること。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 税改省令附則第2条第1項第3号イ又は第4号イに掲げる場合に該当する規約の承認又は基金の設立認可の申請等を行う場合の取扱い</u></p> <p>① <u>事業主等が税改省令附則第2条第1項第3号イ又は第4号イに掲げる場合に該当する規約の承認又は基金の設立認可の申請等を行う場合は、税改省令附則第2条第1項第3号イ又は第4号イに掲げる場合に該当する実施事業所の事業主が作成した確定拠出年金法（平成13年法律第88号）第2条第2項に規定する企業型年金（以下「企業型年金」という。）の実施状況及び確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（令和3年政令第244号。②において「令和3年</u></p>	<p>確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について (略)</p> <p>1. ・ 2. (略)</p> <p>3. 規約の承認又は基金の設立認可等の申請に関する事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 標準処理期間 前記(1)の承認又は認可の申請等についての標準処理期間は2ヶ月とすることから、当該申請にあたっては、規約の適用日のおおむね2ヶ月前までに行うものであること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(新設)</p>

経過措置改正政令」という。) 附則第 2 項の経過措置の適用状況がわかる書類を添付すること。

② 事業主等が税改省令附則第 2 条第 1 項第 3 号イ又は第 4 号イに掲げる場合に該当する規約の承認又は基金の設立認可の申請等を行う場合にあっては、税改省令附則第 2 条第 1 項第 3 号イ又は第 4 号イに掲げる場合に該当する実施事業所を対象として実施事業所ごとに、次に掲げる事項（(ア)及び(カ)に掲げる事項にあっては、当該実施事業所において企業型年金加入者である加入者がいる場合に限る。）を併せて届け出ること。

(ア) 規約（基金）番号

(イ) 実施事業主名称

(ウ) 確定給付企業年金の実施事業所名称

(エ) 給付区分

(オ) 企業型年金規約番号

(カ) 令和 3 年経過措置改正政令附則第 2 項の経過措置の適用状況

4. ～ 8. (略)

(別紙 1) ～ (別紙 7) (略)

様式 A 1 ～ 様式 C 3 (略)

様式 C 4 - ア (略)

4. ～ 8. (略)

(別紙 1) ～ (別紙 7) (略)

様式 A 1 ～ 様式 C 3 (略)

様式 C 4 - ア (略)

様式C4-イ 総括表（財政再計算報告書）

区分	給付区分	区分A	区分B
数 理 上 掛 金	標準掛金	()	()
	特別掛金	()	()
	予定償却完了日	()	()
	リスク対応掛金	()	()
	予定拠出完了日	()	()
	特例掛金	()	()
規 約 上 掛 金	標準掛金	()	()
	うち加入者負担分	()	()
	特別掛金	()	()
	うち加入者負担分	()	()
	リスク対応掛金	()	()
	うち加入者負担分	()	()
特 例 掛 金	標準掛金	()	()
	うち加入者負担分	()	()
数 理 債 務	()	()	
特別掛金収入現価	()	()	
リスク対応掛金収入現価	()	()	
特例掛金収入現価			
数 理 上 資 産 額			
[備考]			

- (注1) 複数の給付設計を行う場合又は加入者を複数のグループに分ける場合は、その区分毎に計算することとし、給付区分として適宜名称を付け、区分して記載すること。（様式C4-ウ、エ、オにおいて同じ。）
- (注2) 「特例掛金」は、規則第47条の規定に基づく次の財政再計算までに発生する積立不足の予想額の償却のための掛金である。特例掛金の予定償却期間は、次回財政再計算までの期間を記載すること。
- (注3) 中小企業退職金共済法第17条第1項又は第31条の4第1項の規定により独立行政法人勤労者退職金共済機構から解約手当金相当額の引渡し又は移換を受けたときは、中小企業退職金共済法施行規則第31条第1号ロ又は第69条の17第1号イの要件を満たすことが確認できるよう、引渡し又は移換を受ける解約手当金相当額及び引渡し又は移換に伴い増加する通常予測給付現価を備考欄に記載すること。
- (注4) 法第82条の2第4項の「使用される加入者の全てが移換加入者以外の加入者である実施事業所の事業主の掛金が増加しない場合」として規則第96条の5第2号の場合を適用する場合には、積立金の一部を移換することに伴い減少する数理債務等の額及び減少する積立金の額を備考欄に記載すること。
- (注5) 「リスク対応掛金」の予定拠出完了日は、「特別掛金」の予定償却完了日より後の日付とすること。
- (注6) リスク分担型企業年金においては、「標準掛金」、「特別掛金」及び「リスク対応掛金」の欄には、掛金のうち規則第46条の3第1項に基づき計算した額を記載し、数理債務は記載しないこと。
- (注7) 特別掛金及びリスク対応掛金は、掛金の拠出方法の概要を備考に記載し、リスク分担型企業年金の場合には、予定償却完了日又は予定拠出完了日までの各期の掛金を記載すること。
- (注8) リスク分担型企業年金においては、[備考]欄に今後の調整率を記載すること。
- (注9) 法第4条第5号に掲げる事項を変更する場合は、給付設計のみの変更による財政再計算の要否及び当該判断の根拠を記載すること。

様式C4-イ 総括表（財政再計算報告書）

区分	給付区分	区分A	区分B
数 理 上 掛 金	標準掛金	()	()
	特別掛金	()	()
	予定償却完了日	()	()
	リスク対応掛金	()	()
	予定拠出完了日	()	()
	特例掛金	()	()
規 約 上 掛 金	標準掛金	()	()
	うち加入者負担分	()	()
	特別掛金	()	()
	うち加入者負担分	()	()
	リスク対応掛金	()	()
	うち加入者負担分	()	()
特 例 掛 金	標準掛金	()	()
	うち加入者負担分	()	()
数 理 債 務	()	()	
特別掛金収入現価	()	()	
リスク対応掛金収入現価	()	()	
特例掛金収入現価			
数 理 上 資 産 額			
[備考]			

- (注1) 複数の給付設計を行う場合又は加入者を複数のグループに分ける場合は、その区分毎に計算することとし、給付区分として適宜名称を付け、区分して記載すること。（様式C4-ウ、エ、オにおいて同じ。）
- (注2) 「特例掛金」は、規則第47条の規定に基づく次の財政再計算までに発生する積立不足の予想額の償却のための掛金である。特例掛金の予定償却期間は、次回財政再計算までの期間を記載すること。
- (注3) 中小企業退職金共済法第17条第1項又は第31条の4第1項の規定により独立行政法人勤労者退職金共済機構から解約手当金相当額の引渡し又は移換を受けたときは、中小企業退職金共済法施行規則第31条第1号ロ又は第69条の17第1号イの要件を満たすことが確認できるよう、引渡し又は移換を受ける解約手当金相当額及び引渡し又は移換に伴い増加する通常予測給付現価を備考欄に記載すること。
- (注4) 法第82条の2第4項の「使用される加入者の全てが移換加入者以外の加入者である実施事業所の事業主の掛金が増加しない場合」として規則第96条の5第2号の場合を適用する場合には、積立金の一部を移換することに伴い減少する数理債務等の額及び減少する積立金の額を備考欄に記載すること。
- (注5) 「リスク対応掛金」の予定拠出完了日は、「特別掛金」の予定償却完了日より後の日付とすること。
- (注6) リスク分担型企業年金においては、「標準掛金」、「特別掛金」及び「リスク対応掛金」の欄には、掛金のうち規則第46条の3第1項に基づき計算した額を記載し、数理債務は記載しないこと。
- (注7) 特別掛金及びリスク対応掛金は、掛金の拠出方法の概要を備考に記載し、リスク分担型企業年金の場合には、予定償却完了日又は予定拠出完了日までの各期の掛金を記載すること。
- (注8) リスク分担型企業年金においては、[備考]欄に今後の調整率を記載すること。

様式C4-ウ (略)

様式C4-エ 総括表 (財政再計算報告書 (簡易な基準に基づく確定給付企業年金))

区分		
数 理 上 掛 金	標準掛金	()
	特別掛金	()
	予定償却完了日	()
規 約 上 掛 金	標準掛金	()
	うち加入者負担分	()
	特別掛金	()
	うち加入者負担分	()
数 理 債 務		()
特別掛金収入現価		()
数 理 上 資 産 額		
[備考]		

(注1) 中小企業退職金共済法第17条第1項又は第31条の4第1項の規定により独立行政法人勤労者退職金共済機構から解約手当金相当額の引渡し又は移換を受けたときは、中小企業退職金共済法施行規則第31条第1号ロ又は第69条の17第1号イの要件を満たすことが確認できるよう、引渡し又は移換を受ける解約手当金相当額及び引渡し又は移換に伴い増加する通常予測給付現価を備考欄に記載すること。

(注2) 法第4条第5号に掲げる事項を変更する場合は、給付設計のみの変更による財政再計算の要否及び当該判断の根拠を記載すること。

様式C4-オ～F3 (略)

様式C4-ウ (略)

様式C4-エ 総括表 (財政再計算報告書 (簡易な基準に基づく確定給付企業年金))

区分		
数 理 上 掛 金	標準掛金	()
	特別掛金	()
	予定償却完了日	()
規 約 上 掛 金	標準掛金	()
	うち加入者負担分	()
	特別掛金	()
	うち加入者負担分	()
数 理 債 務		()
特別掛金収入現価		()
数 理 上 資 産 額		
[備考]		

(注) 中小企業退職金共済法第17条第1項又は第31条の4第1項の規定により独立行政法人勤労者退職金共済機構から解約手当金相当額の引渡し又は移換を受けたときは、中小企業退職金共済法施行規則第31条第1号ロ又は第69条の17第1号イの要件を満たすことが確認できるよう、引渡し又は移換を受ける解約手当金相当額及び引渡し又は移換に伴い増加する通常予測給付現価を備考欄に記載すること。

様式C4-オ～F3 (略)